

諮詢書

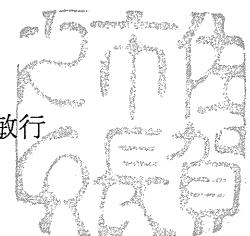
佐市下企第 898 号

平成 22 年 1 月 27 日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島 敏行



佐賀市個人情報保護条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 質問内容

佐賀市市営浄化槽事業受益者分担金管理システムによる個人情報の電子計算機処理の開始について

2. 電子計算機処理導入の目的

資料①のとおり

3. 電子計算機処理を行う個人情報の内容

資料①のとおり

4. 電子計算機処理を行う時期

平成 22 年 4 月

5. 個人情報の適切な取り扱いについての措置

資料②のとおり

6. 所管課

環境下水道部下水道企画課

○電子計算機処理の導入目的

電子計算機処理の導入は、徴収事務の適切化及び効率化、受益者の利便性向上を目的とする。

1. 徴収事務の適切化及び効率化

徴収事務の適切化

市営浄化槽事業受益者分担金徴収事務においては、受益者が達成するべき納付義務に関する情報を取扱うため、最高級の精度を要する。

また、賦課及び収納に関する情報の長期間の保存が必要であるため、適切な情報管理体制の構築も求められる。

徴収事務の効率化

電子計算機処理により、事務を可能な限り自動化し、徴収事務の効率化を実現する。

2. 受益者の利便性向上

収納率向上のため、口座振替の実施により、受益者分担金の納付における受益者の利便性を向上させる。

○電子計算機処理を行う個人情報

佐賀市市営浄化槽事業受益者分担金管理システムは、既に導入している「下水道事業受益者負担金管理システム」の改修による。

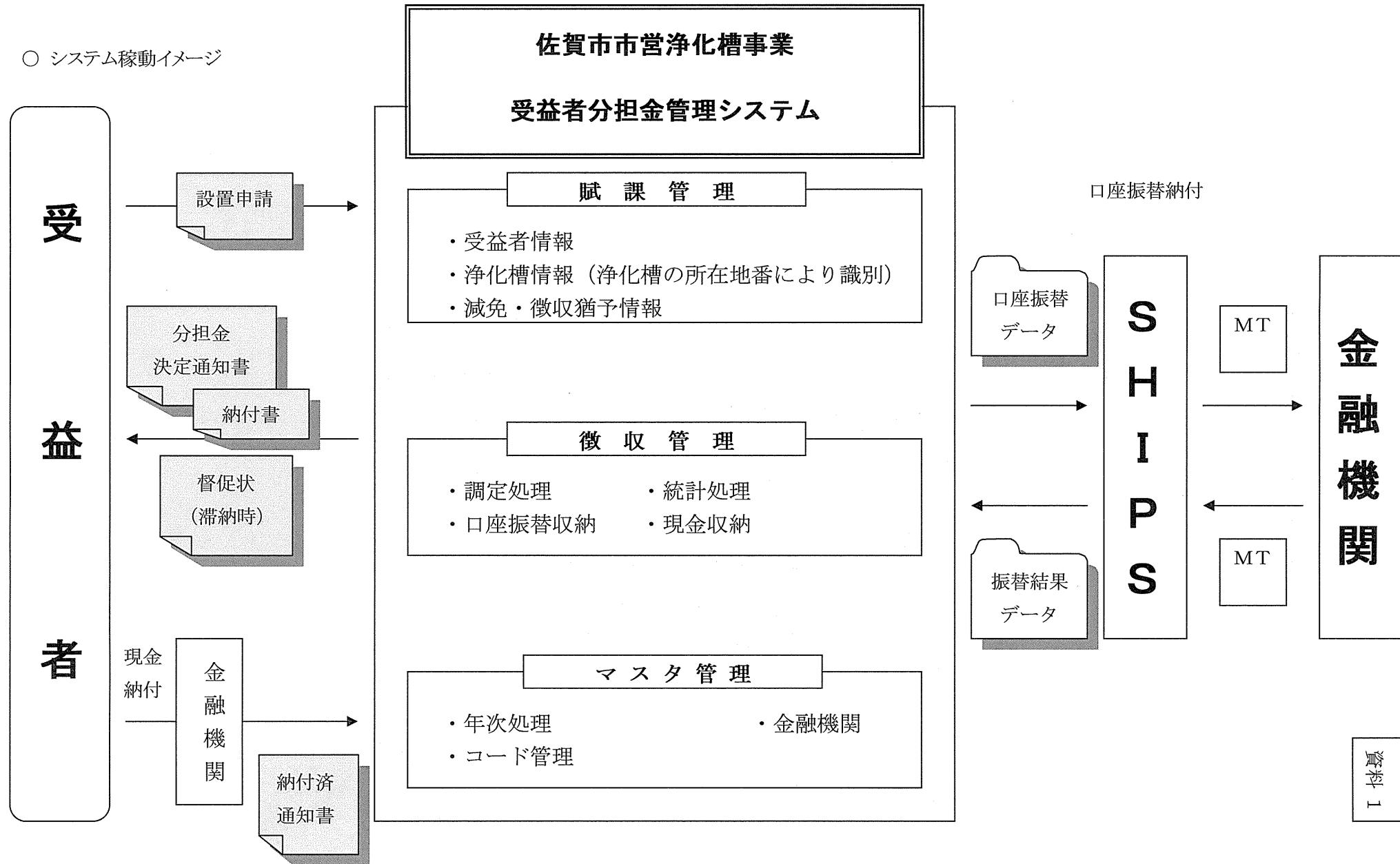
現在、同システムでは、次の項目の情報を処理している。

- ・受益者氏名 　・受益者住所、郵便番号 　・受益者電話番号 　・土地所有者氏名
- ・地番情報 　・土地所有者住所、郵便番号 　・土地所有者電話番号 　・受益者分担金額
- ・分担金減免事由 　・分担金徴収猶予事由 　・口座番号 　・納付状況

今回の改修により、佐賀市営浄化槽事業受益者分担金徴収事務において必要である次の項目を追加する。

- ・浄化槽番号 　・浄化槽人槽

○ システム稼動イメージ



○個人情報の適切な取り扱いについての措置

本システムは重要な個人情報を扱うため、次のような個人情報保護並びに情報漏えいへの対策を実施する。

1 システム運用に関する責任者の任命

下水道企画課長を責任者に任命する。

2 システムの専有

独立したネットワーク(下水道事業受益者負担金システム用として構築済)を使用する。

他のネットワーク(基幹系、WWW等)と物理的に切り離されているため、ネットワーク経由の情報漏洩・拡散、ウィルス・スパイウェア等の侵入は発生し得ない。

3 セキュリティ対策

ネットワーク形態そのものが最大のセキュリティ対策であるのに加え、下記の対策を講じることにより万全の体制を構築する。

- ① OS及びシステムそれぞれの起動時に、IDとパスワードにて認証を行う。
- ② クライアントからサーバへのアクセスログ(ID、アクセス先、操作内容、操作日時)を記録する。
- ③ ユーザー毎に、処理できる機能を制限することができる。
- ④ 個人情報を含むデータの暗号化をディスク保存時に行う。
- ⑤ ウィルスソフトの常駐により、スパイウェア・ウィルス等の脅威を排除する。